

住民主体の 助け合い活動 を応援！！

～要支援者等※の サロンや通いの場への移動支援 に係る経費を補助します。～

(地域支え合い移動支援の補助金)



周南市では、地域共生社会の実現に向けて、住民の主体的な助け合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出していけるよう様々な地域支援に取り組んでいます。

「地域支え合い移動支援の補助金」では、要支援者等※が自立した日常生活を送るために実施するサロンや通いの場への移動支援に対し、経費の一部を補助します。

申請できるのは？

住民主体の助け合い活動に取り組むサロンや通いの場の**実施主体以外**の非営利法人、地縁組織、ボランティアグループなど。

(実施にあたっては、協議体等の多様な組織と連携することが必要。)

※実施主体が移動支援を実施する場合は、「地域支え合い通所介護」の補助金に該当します。

補助の対象や内容は？

要支援者等※に対して行う、サロンや通いの場への**移動支援**を自動車で行った場合に、下記の補助を行います。

▶燃料費

送迎に使用する車両に係る燃料費を補助します。(1kmにつき37円)

▶保険料

ボランティアドライバー等の所有自動車を使用して移動支援を提供し、移動支援サービス事業自動車保険に加入されている場合、保険料を補助します。(1日1台あたり400円) ※1団体2台まで車両登録可

▶調査・調整費

要支援者等に対する送迎に関して、日時調整等の調整に係る補助をします。(活動1回1人あたり300円) ※令和7年4月～

※要支援者等とは？



事業対象者・要支援者及び継続利用要介護者のこと。

基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人、要介護認定で要支援1・2の判定を受けている人で、いずれも総合事業が利用できる対象者です。

足腰が弱くなり外出がしにくい、重たい物が持てないなどの状態で、日常生活の支援があれば、安心して暮らすことができます。

また、令和7年4月からは、要介護認定(要介護1～5)を受けた後も、引き続き、一部の総合事業サービスを利用できるようになりました(継続利用要介護者)。

お問い合わせ・相談先

周南市 福祉部 地域福祉課 (包括ケア・地域保健担当)

☎ 0834-22-8462

✉ fukushi@city.shunan.lg.jp

まずはお気軽にご相談ください。

補助金交付の流れ

事前相談

★まずはご相談ください。

申請

★市に、**団体登録申請書**と**活動計画書**を提出します。

審査・決定

★審査・決定後、市から**団体登録決定（却下）通知**をお送りします。

オリエンテーション・情報交換

★市が主催するオリエンテーション・情報交換会により、**通いの場やサロン実施主体**や**地域包括支援センター**等との関係づくりを支援します。

★初年度は、主にルールや手順について説明し、2年目以降は、年間の予定の確認や情報交換を行います。（年1回程度）

活動実施

★長時間の歩行や車の運転が困難な高齢者に対して、サロンや通いの場への移動支援を実施します。

実績報告

★提出書類【 相手方登録申請書（初回のみ）、補助金交付申請書、補助金交付請求書、実績報告書※、同意書 】

※団体で作成した様式の使用も可能

支払い

★精算払いとなります。

お問い合わせ・相談先

周南市 福祉部 地域福祉課（包括ケア・地域保健担当）

☎ 0834-22-8462

✉ fukushi@city.shunan.lg.jp

まずはお気軽に
ご相談ください。